



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社プロクレアホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 成田 晋  
コ ー ド 番 号 (7384 東証プライム)  
問 合 せ 先 経営企画部  
(TEL 017-777-5111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2023年6月28日開催予定の当社第1期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 公的資金にかかる第一種優先株式に関する自己株式の取得について、当社の財務状況や株価動向等に応じて取締役会が弾力的に決定することを可能とするほか、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、法令の定めに従い取締役会において自己株式の取得を決定することを可能とする定款規定を新設する変更を行うものであります。
- (2) その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 定款変更の日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2023年6月28日(水)
- (2) 定款変更の効力発生日 2023年6月28日(水)(株主総会終結時)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(注) 下線部は変更部分を示しております

現行定款	変更案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条</p> <p>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条</p> <p>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第 459 条の規定により、取締役会の決議によって、同法第 160 条第 1 項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第 156 条第 1 項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(第一種優先配当金)</p> <p>第 13 条</p> <p>(中略)</p> <p>3 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口もしくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号口もしくは第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	<p>(第一種優先配当金)</p> <p>第 13 条</p> <p>(中略)</p> <p>3 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口もしくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条<u>第 1 項</u>第 12 号口もしくは第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>

以上